

千葉地域農林業センター設置管理条例の一部改正について

1 改正の趣旨

施設利用者による受益者負担の適正化の観点から、施設の管理運営に関する費用について、利用状況に応じた適正料金とするものである。

2 料金改定の考え方（概要）

千葉市公共施設使用料等設定基準で定める算定基準に基づき、千葉地域農林業センター設置管理条例で定める利用料金の額を改定する。

令和7年第2回定例会において料金改定された施設との均衡を図るため、現行利用料金の1.3倍とする。

3 改正の内容

区分		改定前	改定後
千葉地域農林業センター (1時間につき)	会議室	午前9時から午後5時まで	200円
		午後5時から午後9時まで	250円
	近代化室	午前9時から午後5時まで	250円
		午後5時から午後9時まで	300円
	和室	午前9時から午後5時まで	100円
		午後5時から午後9時まで	150円

4 施行期日

令和8年4月1日

改正後の規定は、施行期日以降の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお、従前の例による。

5 スケジュール（予定）

令和7年12月 令和7年第4回定例会

令和8年 4月 改正後利用料金施行